

広島県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項第十三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改め、同欄第一一般的事項第十四号中「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。